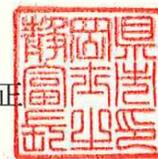


富総総発第210号
令和元年11月20日

静岡県知事 川 勝 平 太 様

富士市長 小長井 義 正



告示の写し等の送付について

このことについて、地方自治法第260条の規定に基づき告示したので、次のとおり、関係書類を添えて送付します。

- 1 告示の写し
- 2 議決書の写し
- 3 決定書の写し
- 4 町の新設についての変更調書

担当 総務部総務課行政法務担当 柳橋
電話 0545-55-2706





富士市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による富士市神戸土地区画整理事業について換地処分の公告のあった日の翌日から本市内の字の区域をもって次のとおり町を新設することにつき、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

令和元年11月13日

富士市長 小長井 義 正

さんどまきを新設する区域

大字三ツ沢字三度蒔の一部、字治郎畑の一部、大字神戸字寺下の一部、
富士見台一丁目の一部

地番等は省略し、関係書類は富士市総務部総務課に備え置く。

議第112号

町の新設について

(富士市神戸土地区画整理事業施行地区)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による富士市神戸土地区画整理事業について換地処分の公告のあった日の翌日から別紙のとおり本市内の町の新設をすることにつき、議決を求める。

令和元年9月10日提出

富士市長 小長井 義正

令和元年10月3日 原案可決

富士市議会議長 一条義浩

上記謄本也

令和元年10月3日

富士市議会議長 一条義浩



決 定 書

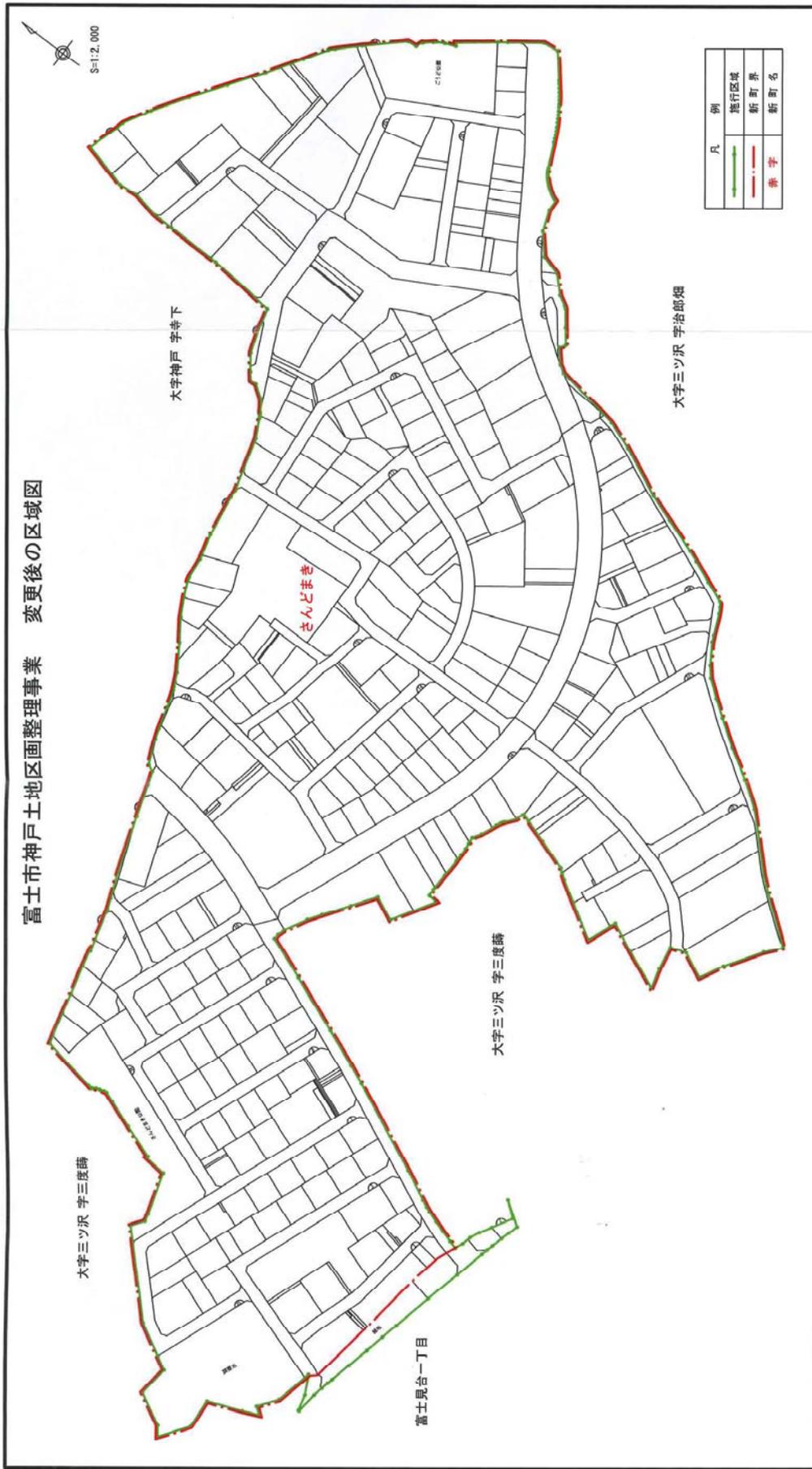
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による富士市神戸土地区画整理事業について換地処分の公告のあった日の翌日から、本市内の字の区域をもって別紙のとおり町を新設する。

令和元年11月13日

富士市長 小長井 義



富士市神戸土地区画整理事業 変更後の区域図



凡 例	
施行区域	
新町界	
赤 字	
新町名	